

議案第 2 号

字区域の変更及び設定について（諮問）



野 都 都 第 8 9 号
令和 6 年 7 月 1 7 日

野田市都市計画審議会
会長 岩岡 竜夫 様

野田市長 鈴木 有



字区域の変更及び設定について（諮問）

字区域を別紙のとおり変更及び設定することについて、貴審議会の
意見を求めます。

字区域の変更及び設定について（諮問）

東武アーバンパークライン梅郷駅の西側に位置し、東武鉄道の線路用地との境界から、西側は市道 1390 号線、旧県道松戸野田線の野田山崎郵便局交差点から梅郷駅入口歩道橋までの面積 5.17ha について、野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業が施行されており、令和 7 年度の換地処分を目標に事業が進められています。

このため、換地処分を行う際の字名について、令和 6 年中に新たな字名を確定すべく、野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）より、新字名案の要望が示されております。

1 野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業（市施行）

野田市が施行する野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業施行区域内（以下「区域内」という。）の土地区画整理審議会委員のうち、宅地の所有者委員及び借地権者委員からなる「字名検討委員会」（以下「委員会」という）を発足し、委員会において区域内の意見を徴取し、取りまとめた結果、「梅郷」という新しい大字に変更したいので、土地区画整理審議会の同意を得て、令和 6 年 3 月に審議会長名により市長に対して要望書の提出がありました。

2 新大字の設定について

これまでの土地区画整理事業における取扱いでは、施行区域内の土地が換地により再配置が行われるため、土地区画整理事業施行区域は、原則として新大字を設定しています。

なお、平成 19 年に市が策定した「住居の表示の整備方針」では、新たな大字を設定する場合、「住宅地にあつては 6.5ha 以上」としているところ、当該区域は 5.17ha ですが、これに準じるものとして取り扱います。

また、県都市部が監修した「千葉県土地区画整理事業マニュアル」においても、区画整理した区域については、字名地番を整理しないでそのまま残しておくことは、住民の日常生活に重大な影響を及ぼし、新旧地番の混乱が生じることになることから、新地番の設定と共に施行区域内の字の区域若しくはその名称が変更されるのが通例であると示されております。

3 地番について

地番については、法務局の権限に属するので、事前協議を重ねて新しい地番を設定することになります。基本的には、

- ① 区画整理後の土地の地番が住所となるため、整理後の街区（道路に囲まれた区

域) ごとに街区地番を親番として付設する街区方式により付し、更に街区内の筆ごとに枝番が付される。

- ② 街区地番は、枝番とも原則、市役所に近い方から時計回りに連続して付される。

4 字区域の変更スケジュール (予定)

- ・ 令和6年9月3日 議会に付議
- ・ 令和7年8月 (予定) 字変更の告示 (換地処分の効力発生に合わせて)

梅郷駅西地区 位置図

S=1/25,000



S=1 : 3, 000



S=1 : 3, 500



変更後の字区域図

S=1:3,500

